

## 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、観光客の満足度向上に向け、県内周遊及び滞在の拠点となる宿泊施設が集積している地域（以下、「宿泊施設集積地」という。）の魅力向上及び上質化を図ることを目的とし、旅行者の滞在環境の整備や利便性の向上に向けた取組に要する経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金制度要綱（令和8年6月8日8山観第54号。以下「制度要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者、対象経費、補助率及び補助上限額等)

- 第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、制度要綱第3第1項各号に定める者とする。
- 2 補助対象経費は、制度要綱第3第2項に規定するもののうち、制度要綱第5により承認を受けた、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）に掲げる対象事業に要する経費の内、第3の規定により申請する事業を実施する年度に係るものとする。
  - 3 補助率は定額とし、補助上限額は、承認を受けた実施計画の内、知事が定める額とする。
  - 4 前項により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

### (交付申請)

- 第3 補助金の交付を受けようとする者は、承認を受けた実施計画に基づき実施する補助事業について、実施年度毎に宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金交付申請書に別に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は前項の規定により申請をするときは、補助金に係る消費税額等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請を行うものとする。ただし、当該消費税額等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではない。

### (交付決定)

- 第4 知事は第3の規定による申請書の提出があったときは、その内容を精査し、申請内容が適当と認められるときは、交付決定を行い、交付決定通知書を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
  - ア 宿泊施設集積地における観光まちづくり実施計画の変更、その他補助事業の主要な内容の変更
  - イ 交付対象経費の20%以上の変更(入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。)
- (2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに知事に届け出ること。
- (3) 補助事業を中止し、若しくは廃止、取下げしようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。)は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入の額に交付対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないと認められるときは、競争入札に付さないことができる。
- (7) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(変更承認申請書等)

第6 第5第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき  
宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金内容変更承認申請(届出)書
- (2) 事業を中止又は廃止、取下げをしようとするとき  
宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金中止(廃止・取下げ)承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に終了しないとき  
宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金期間延長承認申請書

(補助事業の経理等)

第7 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(状況報告)

第8 知事は、補助金の適切な交付のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(実績報告書)

第9 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 前項の実績報告を行うにあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

4 第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額等報告書に関係書類を添えて知事に報告するとともに、当該金額を返還するものとする。

(交付請求)

第10 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11 知事は、第5第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) その他規則第15条第1項各号の規定に該当した場合

2 知事は前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている補助金があるときは、規則第16条の規定により、補助事業者に対して、期限を定めて、その返還を命じることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を求められたときは、規則第17条の

規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第 12 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 13 取得財産等のうち、規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により知事が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、その他の財産とする。

- 2 規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定による期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金財産処分承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者が当該処分により収入があったと認めたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(事業の実施および評価)

第 14 補助金の交付を受けた者は、実施計画等の内容について、それを誠実に実施しなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付を行った事業について必要な助言を継続的に行うものとする。

(間接補助金交付の際に付す条件)

第 15 補助事業者は、間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、規則第 3 条から第 20 条までの規定に準ずる条件及び交付要綱第 5 から前条までに準ずる条件を付さなければならない。

(申請書等の様式等)

第 16 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(書類の提出等)

第 17 規則及びこの要綱により提出する書類は、1 部とする。

2 前項の書類は、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 8 日から施行する。